

令和4年9月8日

保護者 様

鳥栖市教育委員会

教育長 天野昌明

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（お知らせ）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、国と県の方針の変更にに基づき、本市におきましても、本日付けで下記のとおり対応の変更を行いましたのでお知らせいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 有症状患者について

- ・ 療養期間が10日間から**7日間（8日目に解除）**に変更されます。
- ・ 10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

### 2 無症状患者について

- ・ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能です（従来から変更なし）。ただし、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、**5日間経過後（6日目に解除が可能）**となります。
- ・ 7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

### 3 留意点

- ・ 令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。
- ・ 療養期間短縮のために検査を行う場合、医療機関での検査及び薬局等での無料検査を受けることはできませんので、各自で抗原検査キットを入手してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関わるお休みは「出席停止」とし、欠席扱いになりません。